

道路占用料単価新旧対照表

改正後（令和6年4月1日から）				現行			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,800円	第1種電柱	1本につき1年	1,700円	
	第2種電柱		2,800円	第2種電柱		2,700円	
	第3種電柱		3,700円	第3種電柱		3,600円	
	第1種電話柱		1,600円	第1種電話柱		1,500円	
	第2種電話柱		2,600円	第2種電話柱		2,500円	
	第3種電話柱		3,500円	第3種電話柱		3,400円	
	その他の柱類		160円	その他の柱類		150円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	16円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	15円	
	地下に設ける電線その他の線類		10円	地下に設ける電線その他の線類		9円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,600円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	970円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	930円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,200円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,400円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,300円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	10,000円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,200円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	68円	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	65円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		97円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		93円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		190円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		190円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		290円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		390円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		370円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		680円	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		650円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		970円	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		930円	
	外径が1メートル以上のもの		1,900円	外径が1メートル以上のもの		1,900円	
法第32条第1項第3号に掲げる工作物	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	10円	新設	
		その他のもの			32円		
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱	1本につき1年	2,600円			
		その他の柱類					
	その他のもの	上空に設けるもの	1,600円				
その他のもの	地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	970円				
その他のもの		3,200円					
法第32条第1項第4号に掲げる施設			3,200円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			3,100円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		5,700円	上空に設ける通路		5,100円	
	地下に設ける通路		3,400円	地下に設ける通路		3,000円	
その他のもの		3,200円	その他のもの		3,100円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	110円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	100円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,100円	その他のもの	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,000円

道路占用料単価新旧対照表

改正後（令和6年4月1日から）					現行				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
占用物件			占用料		占用物件			占用料	
			単位	金額				単位	金額
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,100円	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,000円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000円		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	10,000円	
	標識		1本につき1年	2,600円	標識		1本につき1年	2,500円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	110円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	100円	
		その他のもの	1本につき1月	1,100円		その他のもの	1本につき1月	1,000円	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	110円	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	100円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,100円		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,000円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	11,000円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	10,000円	
		その他のもの		5,700円		その他のもの		5,100円	
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	3,200円	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,100円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,000円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				320円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				310円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額				
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.01を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額